

環 保 第 2010 号
令和 7 年 1 月 9 日

株式会社タカハシ
代表取締役 高橋 雅子 様

大阪府知事 吉村 洋文

株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価
準備書に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

令和 6 年 7 月 25 日付けで提出のあった標記準備書について、大阪府環境影響
評価条例第 22 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のと
おり申し述べます。

〔連絡先〕
大阪府環境農林水産部環境管理室
環境保全課環境審査グループ

TEL 06-6941-0351（内線 3857）
06-6210-9580（直通）
FAX 06-6210-9575

1. 全般的事項

- (1) 施設の設置に当たっては、処理工程において徹底した選別が行えるよう最新の技術の導入に努めるとともに、供用後は高水準のガラスくずリサイクルの確実な実施が確保されるよう、施設の選別能力を継続的に発揮するための維持管理や運転管理に適切に取り組むこと。
- (2) 施設の供用における環境影響を回避又は極力低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに、一層の環境負荷の低減に努めること。特に事業計画地周辺で待機車両の滞留による環境負荷が発生しないよう搬入出車両の管理を徹底すること。
- (3) 事業に対する地域住民の理解が得られるよう、事後調査等の環境に関する情報開示等を定期的に行い、事業に関心を持てる環境づくりに努めること。

2. 大気質

- (1) 既存事業場と比較して処理能力が6倍に増えるため、周辺地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、屋内での作業を徹底するとともに、施設の設置に当たっては、粉じんの発生をできる限り抑制しつつ、粉じんの排出を低減する最新の施設の導入に努めるとともに、施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。
- (2) 事後調査の対象に施設の稼働時の粉じんを加え、施設の供用後に測定し、測定結果に応じて飛散防止の措置を適切に講じること。

3. 騒音

本施設の供用による騒音の予測結果は、事業計画地敷地境界において規制基準値以下であるものの、周辺環境1地点における現況の平日の環境騒音が環境基準値と同等であることから、準備書に記載の、施設の稼働に伴う騒音にかかる環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響を最小限にとどめること。